

1 土地改良区の運営基盤強化の支援

水土里ビジョンの策定を推進し経営診断を行います。

(1) 経営診断の背景

土地改良区では、令和4年度の決算から貸借対照表等の決算関係書類の作成・公表が義務付けられるとともに、土地改良施設台帳の整備がされています。今後はこれらを活用して土地改良区の経営状況を把握し、将来の土地改良区の計画的な施設更新と運営の健全化を図ることが必要です。

(2) 経営診断の内容

土地改良区の経営状況に関する分析を行い、経営課題への対策や運営基盤の強化に向けた具体的な取組を講じるための助言を行います。

① 収支分析

・収支計算書及び貸借対照表から収支構造の健全化についての助言を行います。

② 更新積立支援

・土地改良施設台帳等から将来の施設更新の時期及び土地改良区負担額を概定します。

2 会計指導員が行う指導監査

会計指導員の資格を有する土地連職員が指導監査を行います。

(1) 員外監事の選任の背景

令和5年度から全ての土地改良区において、員外監事の選任が義務化されました。

例外として、公認会計士（監査法人）、税理士（税理士法人）、会計指導の業務（指導監査）を行う県土連のいずれかと契約を締結のうえ、会計処理に関する指導を受けることも認められています。

(2) 県土連が行う指導監査とはどのようなことを行うの？

① 指導監査の内容

土地改良区会計基準の適応や金銭出納管理の適正確保等の「指導監査のリスク細目」に焦点を当てた業務運営、会計指導などについて指導監査を行います。

② 指導監査の結果報告

指導監査の終了後、所見を土地改良区に対し報告します。

(3) 契約締結までの流れはどのようなになっているの？

